

神栖市魅力ある産地づくり支援事業費補助金 募集案内

神栖市産の農産物を活用した 魅力ある産地づくり事業 に取り組む農業者グループを募集します



【目的】

神栖市の農業の持続的な発展と魅力ある産地としての活力を創造するため、新たな生産・加工・販売・流通の仕組みを構築しようとする、意欲ある農業者等の取り組みを支援します。

【補助対象事業】

事業区分	事業例
新商品の開発	新たな加工品の開発、商品化、ブランド化
販路開拓	新たな販売先の開拓、市場調査
新品種の導入	新たな品種・作物の導入、栽培実証試験
新技術の導入	病害虫、環境対策、高付加価値化等の新たな生産技術の導入
地産地消	地域での消費を目的とした商品開発、販売流通方法の構築



【対象者】

農業者で共同・連携して事業を行う者

- ・2戸以上で構成し、認定農業者が含まれていること
- ・市内に住所を有すること
- ・市税に未納がないこと

(中小企業者と連携して事業を行うことも可能)



【補助金額】

補助金上限額：50万円 補助率：1/2 以内

●採択の流れ

事業計画の募集 → 審査会 → 審査結果通知 → 補助金交付申請

●事業計画の採択及び補助金額は、予算の範囲内で決定します。



【補助対象経費】

経費区分	経費の内訳
調査、研究に要する経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経営診断、技術指導等の専門家の派遣 ・ 試験、分析、マーケット調査 ・ セミナー、イベント、商談会への参加
開発、商品化に要する経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原材料費、試作品等の外注加工費 ・ 施設、資材、機器の借上げ ・ 加工機器等の事業に必要な備品購入
付加価値化に要する経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 知的財産権の取得、HACCP等の導入 ・ HP、リーフレット、ロゴ・パッケージデザイン等の作成
その他必要と認める経費	



※備品購入に関わる経費は、補助対象経費の1/5以内とする。

※事業の構成員に関わる人件費は、補助対象外とする。



【事業採択に関わる要件】

- ①市内で生産する農産物を事業の対象とする。
- ②事業は、ソフト事業を中心とし、販売を目的とした取組であること。
- ③取組に新規性があり、地域への波及効果のある事業であること。
- ④国・県・市の補助事業等で実施した内容と同一の取組と認められる場合は、補助対象外とする。
- ⑤事業費が10万円以下の場合は、補助対象外とする。
- ⑥事業は、【補助対象事業】の事業区分を組み合わせて取り組むことができるものとする。ただし、補助金の額は限度額以内とする。
- ⑦事業は2か年まで取り組めるものとする。この場合、2か年の事業計画書を提出するものとし、審査会を経て、翌年度の採択候補とする。ただし、1年目の実績報告により2年目の取組に効果が見られないと判断した場合には、2年目の採択はしないものとする。
- ⑧2か年の事業に取り組む場合、前年度に係わる経費は補助対象外とする。
- ⑨取組の効果を見るため、事業実施後、2年間は経過報告するものとする。
- ⑩新品種・新技術の導入等で、地域での汎用性がある取組は、積極的に情報を開示するものとする。
- ⑪取組の概要は、市のホームページで公表する。

※詳細は、神栖市魅力ある産地づくり支援事業費補助金交付要項をご覧ください。

市ホームページから、要項、事業計画書様式等はダウンロードできます。



○受付場所及びお問合せ先

神栖市溝口4991-5 分庁舎 1階

神栖市産業経済部農林課

TEL : 0299(90)1008

FAX : 0299(90)1211

E-mail : nosui@city.kamisui.ibaraki.jp